

**自動販売機設置事業者  
に係る入札説明書**

**令和8年2月**

**鹿屋市 財産管理活用課**

# 自動販売機設置事業者公募のお知らせ

鹿屋市では、市有財産の有効活用及び財源の確保を図ることを目的に、一部の公共施設への自動販売機設置について事業者の公募を行います。

入札に参加される方は、必要書類を期限までに提出してください。

## 1 入札に付する事項

鹿屋市自動販売機設置に係る年間貸付け料

## 2 公募物件

別紙「公募対象自動販売機一覧」のとおり（56か所）

## 3 公募条件等

### （1） 貸付方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号又は第238条の5の規定に基づき、市が設置事業者に対し、行政財産又は普通財産である土地や建物の一部を貸し付ける方法により行います。

### （2） 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

### （3） 募集単位

各施設に設置する自動販売機1台ごとの募集とします。

### （4） 設置事業者の費用負担範囲

#### ① 貸付け料

- ・土地の貸付けにおいては、落札額（年額）とします。
- ・建物の貸付けにおいては、落札額（年額）に消費税相当額を加えた金額とします。

#### ② 電気料等

自動販売機設置に伴い、管理上必要となる電気料及び電気配線、メーター設置工事費用等

#### ③ 設置費等

自動販売機の設置、維持及び撤去に要する諸費用

#### ④ その他

使用済容器等の回収ボックスの設置や収集、廃棄に関する費用等、貸付けに伴い、管理上必要とする全ての経費

## 4 設置条件

### （1） 運営方法

設置事業者は、自ら自動販売機を設置し管理すること。また、第三者に下請けさせ、又は委任しないこと。

### （2） 使用上の制限

- ① 設置事業者は、公共施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。
- ② 空き缶、ペットボトル等を回収する容器を必ず設置し、回収等の計画は、施設管理者とよく協議し行うこと。
- ③ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。
- ④ 現状を変更する場合には、市の許可を受けること。

### (3) 事故、故障、苦情等の処理

- ① 設置期間中において発生した事故、故障、利用者からの苦情等については、設置事業者の責任において適切に処理すること。
- ② 上記問合せに対応できるようにするために、設置した自動販売機の正面に、設置事業者の連絡先等を明瞭に掲示しておくこと。また、問合せ等の対応について、施設管理者とよく協議し行うこと。

### (4) 電気料金について

電気料を、当該施設管理を行っている指定管理者又は管理者に支払う場合は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき、自動販売機に係る当該月の電気使用量で計算し、請求された電気料相当額を、指定された期日までに支払うこと。

### (5) 仕様に関する条件等

- ① 対象物件「No. 1、No. 4、No. 5、No. 25、No. 26」は、次の条件を付す。
  - ア 災害対応型自動販売機とする。仕様については、別記1のとおりとする。
  - イ 鹿屋市と「災害時における救援物資提供に関する協定」を締結する。

### (6) その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や施設運営の変更等により、施設の開設時間等の変更や休止を行うことがあること。

## 5 欠格事項

次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (3) (1)又は(2)に掲げる者から委託を受けた者
- (4) 法人にあっては鹿屋市内に主たる事務所又は営業所を、個人の場合は住所を、鹿屋市内に有していない者
- (5) 市税等の未納がある者
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、当該許認可等の免許を有していない者
- (7) 令和7年4月1日現在において、自動販売機の設置業務について、自ら管理又は運営する実績が3年に満たない者
- (8) 鹿屋市に本件の入札参加申込書等を提出していない者

## 6 入札参加方法等

入札に参加される方は、次の書類を期間内に提出してください。書類は、市ホームページからダウンロードするか、市財政課まで直接取りに来てください。

期間内に必要書類を提出しない者及び提出書類に不備、又は記載漏れ等がある者は、この入札に参加することができません。

### (1) 提出書類

- ① 入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑証明書
- ④ 写真入り身分証明書（※個人のみ 運転免許証、パスポート等の写し）
- ⑤ 全部事項証明書（※法人のみ 写し可）

- ⑥ 市税納税証明書（市税滞納なし証明書で可）
- ⑦ 営業許可を要するもの（カップ式自動販売機、牛乳自動販売機等）については、許認可等の免許証（※該当のみ 写し可）

**(2) 提出期間**

令和8年2月18日(水)から令和8年3月4日(水)まで（閉庁日は除く。）  
午前9時から午後5時まで

**(3) 提出先**

鹿屋市役所 本庁3階 財産管理活用課 財産管理係  
※ 郵送の場合は、(2)の提出期間内必着とします。  
※ 電話、FAX及びインターネットによる受付は認めません。

**7 現地説明会**

現地説明会は行いません。なお、設置機種によっては商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある可能性等もあるため、事前に設置場所の確認を行うことをお勧めします。

**8 入札の日時及び場所**

**(1) 日時**

令和8年3月10日(火) 午前9時00分  
※ 入札開始時間に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。  
※ 郵送による入札は認めません。

**(2) 場所**

鹿屋市役所 本庁4階 401会議室

**9 入札当日に必要な書類等**

入札当日は、次の書類等を用意の上、会場まで持参してください。

- ① 入札書（市指定様式）
- ② 委任状（※本人以外の方が代理で参加される場合のみ）
- ③ 印鑑及び筆記用具

**10 入札方法**

- (1) 入札は対象物件1番から順に1件ずつ行います。
- (2) 入札書は市指定の様式を使用し、記入方法については記入例を参考にしてください。  
※ 自動販売機の設置場所（建物／土地）によって、使用する入札書の様式が異なりますので十分ご注意ください。
- (3) 入札書に記載する金額は、「年額（年間貸付料）」を記入してください。
- (4) 設置区分が『建物』の場合は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格（契約額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 設置区分が『土地』の場合は、入札書に記載された金額がそのまま落札価格（契約額）となります。
- (6) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出してください。本人が直接入札に参加される場合は、委任状は不要です。
- (7) 入札書を入札箱に投かんした後は、変更及び取消しはできません。

(8) 入札保証金は不要です。

## 11 落札者の決定

- (1) 開札を行い、予定価格以上で、かつ、最高額で入札された方を落札者とします。  
なお、同じ価格が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定いたします。
- (2) 落札者が決定しない場合は、再々入札まで行います。
- (3) 再々入札においても落札者が決定しない場合、予定価格に最も近い最高額を入札された方から、順次、見積書を徴収し、その額が予定価格を上回った場合、その方を落札者といたします。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますので、注意してください。

- (1) 入札参加資格がない者による入札
- (2) 2以上の入札書による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札（※訂正印を押印していても無効となります。）
- (4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札書の記載事項が明確でない入札書による入札
- (6) 入札者の住所、氏名及び押印がない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 系列関係にある複数の者の行った入札
- (9) その他入札条件に違反したと認められる者による入札

## 13 異議申立て等の禁止

入札参加者又はその代理人は、落札者決定後はこの説明書、入札説明等の内容の不明確を理由として異議申立てを行うことはできません。

## 14 設置事業者の決定取消

落札決定後であっても、次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消しますので注意してください。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに貸付契約の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合
- (3) その他設置事業者が本市の契約相手方として不適当と認められる場合

## 15 契約の締結等

令和8年4月1日付けで契約締結いたします。なお、その他の事務手続（自動販売機設置に係る協議、貸付料の納付等）については、各施設所管課において対応いたします。

## 16 その他

この入札に関し、質問、不明な点等がありましたら、令和8年3月4日(水)午後5時までに下記までお問い合わせください。ただし、自動販売機を設置する施設に関するについては、各施設所管課へお問い合わせください。

【問合せ先】 鹿屋市役所 財産管理活用課 財産管理係（電話）0994-31-1153

# 行政財産賃貸借契約書(案)

契約書中、「行政財産」の文言は、貸付物件が“普通財産のみ”又は“行政財産と普通財産両方”的場合、  
は、「普通財産賃貸借契約書」又は「行政財産及び普通財産賃貸借契約書」と記載。

鹿屋市（以下「貸主」という。）と〇〇〇〇（以下「借主」という。）との間に、次のとおり行政財産賃貸借契約を締結する。

## （賃貸）

第1条 貸主は、その所有する第3条に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を次条以下の約定で借主に賃貸することを約し、借主はこれを借り受けることを承諾する。

## （信義誠実の義務）

第2条 貸主及び借主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

## （貸付物件）

第3条 貸付物件は、末尾記載の「貸付明細表」のとおりとする。

## （指定用途）

第4条 借主は、貸付物件を、自動販売機の設置の用途に自ら使用するものとし、貸主の承認を得ないで変更してはならない。

## （貸付期間）

第5条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## （契約の更新）

第6条 前条に定める貸付期間満了時において、この契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

## （貸付料）

第7条 貸付料は末尾記載の「貸付明細表」のとおりとする。

## （貸付料の納入）

第8条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、年額を2回に分けて、貸主（施設所管課）の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年 次	回 数	納期限	納入金額
令和8年度	第1回	令和8年6月22日	末尾記載の「貸付明細表」のとおり
	第2回	令和8年12月21日	
令和9年度	第1回	令和9年6月21日	末尾記載の「貸付明細表」のとおり
	第2回	令和9年12月20日	
令和10年度	第1回	令和10年6月20日	末尾記載の「貸付明細表」のとおり
	第2回	令和10年12月20日	

## （電気料及びその支払方法）

第9条 借主は、貸付物件に設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する電気使用量計器を設置しなければならない。

2 末尾記載の「貸付明細表」に記載のある施設管理者又は指定管理者は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき、自動販売機に係る当該月の電気使用量で計算した電気料相当額を請求し、借主は指定された期日までにその電気料相当額を支払わなければならない。

3 借主が、電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前2項の規定は適用しない。

4 自動販売機を設置することによる当該施設の電源から自動販売機までの配線及び施設の電源の改修等に要する経費は、借主の負担とする。

## （費用負担）

第10条 自動販売機及び電気使用量計器の設置、維持管理及び撤去に要する経費は、借主の負担と

する。

(貸付料の改定)

第11条 貸主は、貸付物件の価格が上昇し、貸付料が不相当になったとき等借地借家法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第7条の規定にかかわらず、貸付料を改定することができる。

(延滞利息)

第12条 借主は、第8条に定める納入期限までに貸付料を納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について年14.6パーセントの割合により算定した延滞利息を、貸主に支払わなければならない。

(充当の順序)

第13条 借主が、貸付料及び延滞利息を納入すべき場合において、納入された金額が貸付料及び延滞利息の合計額に満たないときは、先ず延滞利息から充当する。

(事業計画等の変更)

第14条 借主は、貸付物件について第4条に規定する用途を変更しようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の事業計画等を書面によって貸主に申し出て、貸主の承諾を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 借主は、貸主の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は借主が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 借主は、貸主の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(貸付物件の維持保全等)

第16条 借主は、善良な管理者の注意をもって貸付物件及び自動販売機の維持管理に努め、別記「自動販売機の設置上の条件」を遵守し、利用者が安心して商品を購入できるようにしなければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第17条 借主は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、貸主の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸主が、借主に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、貸主は、借主に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第18条 貸主は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品、当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難又は毀損、停電等による売り上げの減少等について、貸主の責に帰ることが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第19条 貸主は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、借主に対しその業務又は資産の状況に関する照会し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、借主は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

- (1) 第7条に定める貸付料の納入がないとき。
- (2) 第14条に基づく事業計画等の変更に関する承認申し出があったとき。
- (3) 第15条及び第16条に定める義務に違反したとき。
- (4) その他貸主が必要と認めるとき。

(契約の解除)

第20条 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸主又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 借主が、この契約に定める義務を履行しないとき。

- (3) 借主が、この契約に係る一般競争入札の申請者その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (4) 借主のこの契約の履行がはなはだしく不誠実と認められ、又は借主がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 借主が第三者から差し押さえ、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 借主が、貸主の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 借主が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 借主が、次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（借主が個人である場合にはその者を、借主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 借主が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、貸主が借主に対して当該契約の解除を求め、借主がこれに従わなかつたとき。
- (9) 前各号のほか、借主がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項第1号の規定に該当することにより契約が解除された場合、借主は、これによって生じた損失について、その補償を貸主に求めることができる。

（損害賠償）

第21条 借主が本契約に定める義務を履行しないため、貸主に損害を与えたときは、借主はその損害に相当する金額を損害賠償として、貸主に支払わなければならない。

（原状回復）

第22条 借主は、貸付期間が満了し、又は契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して、貸主の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、貸主において必要ないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

（有益費等の放棄）

第23条 借主は、前条の規定により貸付物件を返還するときは、借主が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、貸主に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて借主の負担とする。

（疑義の決定）

第25条 貸主及び借主は、本契約に規定した事項及び規定がない事項について疑義を生じた場合は、

鹿屋市の関係条例及び規則等により貸主及び借主両者誠意を持って協議し、解決するものとする。

(裁判の管轄)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿屋市役所の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、貸主と借主とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、貸主と借主とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月1日

貸 主 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市  
代表者 鹿屋市長 中西 茂

借 主 △△△△△△△△△

○○○○

貸付明細表( )

No.	施設名	設置場所	所在地	設置区分		設置機種等	年間貸付料 (円)	納期限		納入金額(円)	施設管理者
				区分	面積(m <sup>2</sup> )						
				土地				R 8	令和8年6月22日		
									令和8年12月21日		
								R 9	令和9年6月21日		
									令和9年12月20日		
								R 10	令和10年6月20日		
									令和10年12月20日		
				建物			R 8	令和8年6月22日			
								令和8年12月21日			
							R 9	令和9年6月21日			
								令和9年12月20日			
							R 10	令和10年6月20日			
								令和10年12月20日			

## 自動販売機の設置上の条件

自動販売機の設置にあたっては、次の条件を遵守すること。

- 1 自動販売機の設置にあたっては、公共施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。
- 2 空き缶、ペットボトル等を回収する容器を必ず設置し、回収等の計画は、施設管理者とよく協議し行うこと。回収容器は、強風等による飛散防止を図るなど、適切な管理に努めること。
- 3 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。
- 4 現状を変更する場合には、市の許可を受けること。
- 5 事故、故障、苦情等の処理
  - (1) 設置期間中において発生した事故、故障、利用者からの苦情等については設置事業者の責任において適切に処理すること。
  - (2) 上記問合せに対応できるようにするために、設置した自動販売機の正面に、設置事業者の連絡先等を明瞭に掲示しておくこと。また、問合せ等の対応について、施設管理者とよく協議し行うこと。

## 災害対応型自動販売機の仕様書

1 種類	災害対応型自動販売機 (No. 1、No. 4、No. 5、No. 25、No. 26)
	【No. 1】 $0.90\text{m}^2$ (W1.20m × D0.75m) 【No. 25】 $0.90\text{m}^2$ 【No. 4】 $1.12\text{m}^2$ (W1.12m × D0.80m) 【No. 26】 $0.90\text{m}^2$ 【No. 5】 $0.90\text{m}^2$ (W1.00m × D0.73m)
3 機器条件	<p>① 災害対応機種      災害発生時等に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機の機内の在庫の全ての飲料を無償で提供していただく自動販売機をいいます。      契約時に契約書とは別に、「災害時における救援物資提供に関する協定書」を結んでいただきます。(別紙1参照)</p> <p>② 地震等対応の転倒防止策を施すものとします。</p> <p>③ 災害発生時に電気が供給されない状況であっても、一定期間使用できる機能を有するものとします。</p> <p>④ インドア型(缶、びん、ペットボトル、紙パック等密閉容器仕様のもの)とします。</p>

## 災害時における救援物資提供に関する協定書（案）

鹿屋市（以下「貸主」という。）と○○○○（以下「借主」という。）は、災害時における救援物資の提供について次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、借主が実施する社会貢献活動の一環として行う災害時における物資の提供に関する借主の貸主に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 県内に震度5弱以上の地震、または同等以上の災害が発生、又はその発生する恐れがある場合、貸主の対策本部が設置され、その対策本部から借主に対して物資の提供について要請があったときに、借主は貸主に対して次項以下の内容により協力するものとする。

- 2 借主は、災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型又はキースイッチ式）（以下「自動販売機」という。）内の在庫製品を貸主に無償提供するものとする。
- 3 借主は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォローワーク体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の不通及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、貸主と協議の上、対策を講じるものとする。
- 4 借主は、貸主に対して飲料水を優先的に安定供給するものとする。飲料水の引渡し場所は、貸主、借主協議を行い決定し、貸主は、当該場所において借主の納品書等に基づいて確認を行い引き取るものとする。

### （要請の手続き）

第3条 貸主はこの協定に基づいて借主に対して前条の物資提供の要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに上記の要請書を提出するものとする。

### （期間）

第4条 この協定の効力は、自動販売機設置契約書で定める有効期間とする。

### （貸主の責務）

第5条 貸主は、第2条第4項に基づき借主から供給された飲料水の対価を負担するものとし、価格は貸主、借主協議の上決定するものとする。

(借主の責務)

第6条 借主は、自動販売機の設置に関する費用及び維持管理費用（電気代等）を負担するものとする。また、自動販売機内の製品詰め替え並びに空き缶等の収集について責任を持って対応するとともに周囲の環境美化に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、貸主、借主協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、貸主と借主とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、貸主と借主とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年4月1日

貸主 鹿屋市共栄町20番1号  
鹿屋市  
代表者 鹿屋市長 中西 茂

借主 △△△△△△△△△  
○○ ○○

様式1（第3条関係）

救援物資提供要請書

令和　年　月　日

様

鹿屋市長

災害時における救援物資提供に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 救援物資要請物資

2 物資搬入日時

令和　年　月　日　　時　　分

3 物資搬入場所

以上